

令和 2 年度 第 3 回

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団理事会

議 案 書

令和 2 年 1 月 1 日

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

## 目 次

令和2年度第3回理事会提出議案総括表 ..... 1

### 【議決事項】

議案第 8号	役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について	2
議案第 9号	テレワーク規程の制定について	3
議案第 10号	積立金の取崩しについて	7
議案第 11号	運営資金の借入について	8
議案第 12号	令和2年度補正予算（第1号）について	別冊
議案第 13号	令和2年度上半期事業報告及び決算報告について	9
議案第 14号	訪問介護ステーション障害者居宅介護事業等事業運営規程の一部改正について	10

## 令和2年度 第3回 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団理事会提出議案総括表

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款第24条の規定に基づき、下記のとおり  
議案を提出します。

### 記

- 議案第 8号 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について
- 議案第 9号 テレワーク規程の制定について
- 議案第 10号 積立金の取り崩しについて
- 議案第 11号 運営資金の借入について
- 議案第 12号 令和2年度補正予算（第1号）について
- 議案第 13号 令和2年度上半期事業報告及び決算報告について
- 議案第 14号 訪問介護ステーション障害者居宅介護事業等事業運営規程の一部  
改正について

令和2年12月1日

提出者 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団  
理 事 長 横 田 勇

## 議案第8号

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について（平成6年4月1日規程第11号）

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成6年4月1日規程第11号）の一部を次のように改正する。

1 別表第2（第2条関係）を次のように改める。

改正後		改正前	
役 職	報 酉 総 額	役 職	報 酉 総 額
評議員	735,000 円	評議員	735,000 円
役員	理事 5,880,000 円 監事 504,000 円 計 6,384,000 円	役員	理事 5,880,000 円 監事 438,000 円 計 6,318,000 円

### 【改正理由】

理事会、評議員会、監査の開催回数によっては、今後監事の報酬総額が現行の規程額を超える可能性があるため。

## 議案第9号

### 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団テレワーク規程の制定について

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団テレワークに関する規程を次のように制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規程は、テレワークを導入することにより、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が、災害発生時等における事業継続に取り組むことを目的とする。

##### (テレワーク勤務の定義)

第2条 テレワーク勤務とは、以下の形態により、情報通信機器を利用した勤務をいう。

###### (1) 在宅勤務

勤務時間の全部または一部について、職員の自宅及び自宅に準ずる場所（事業団が指定した場所に限る。以下「自宅」という。）において行う情報通信機器を利用した勤務をいう。

###### (2) サテライトオフィス

勤務時間の全部または一部について、職員が所属する事業所以外の事業団の拠点内において行う情報通信機器を利用した勤務をいう。

#### 第2章 テレワーク勤務の許可・利用

##### (テレワーク勤務対象者)

第3条 次の各号の条件を満たしたものに対し、事務局長がテレワーク勤務を命ぜることができる。

###### (1) 正規職員及びテレワーク勤務を希望する職員

(2) 自宅の執務環境、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団セキュリティガイドライン（以下、「セキュリティガイドライン」という。）に即したネットワーク環境、家族の理解のいずれも適正と認められる職員

###### (3) 自宅での業務が円滑に遂行できると認められる職員

2 事務局長は、業務上その他の事由により、前項によるテレワーク勤務を取り消すことができる。

##### (テレワーク勤務時の服務規律)

第4条 テレワーク勤務に従事する者（以下、「テレワーク勤務者」という。）は、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団正規職員就業規則（以下、「就業規則」という。）第

19条、第20条、第21条、第22条に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) テレワーク勤務の際に所定の手続によって持ち出した事業団の情報及び作成した成果物を第三者が閲覧、コピー等しないように最大の注意を払うこと。
- (2) 機密情報が含まれた印刷物及び個人情報データの持ち出しを禁止する。
- (3) 事業団各事業所以外での事業団の情報及び作成した成果物の印刷を原則禁止する。
- (4) テレワーク勤務中は業務に専念すること。
- (5) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取り扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならない。
- (6) テレワーク勤務中は、第2条で定めた場所で業務を行うこととし、事業団が指定した場所以外で業務を行ってはならない。
- (7) テレワーク勤務の実施にあたっては、情報の取り扱いに関し、セキュリティガイドライン及び関連規程類を遵守すること。

### 第3章 テレワーク勤務の勤務時間等

#### (テレワーク勤務期間)

第5条 テレワーク勤務対象期間は、命令を受けてから1年間を上限とする。

#### (テレワーク勤務時間)

第6条 テレワーク勤務時の勤務時間については、就業規則第28条及び第29条の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、所属長の承認を受けて始業時刻・終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。

3 テレワーク中の労働者に対して、所属長が具体的な業務のために急遽至急の出勤を求めたような場合は、当該移動時間は勤務時間とする。

### 第4章 テレワーク勤務時の報告等

#### (テレワーク勤務管理)

第7条 テレワーク勤務開始前に、所属長とテレワーク勤務を実施する日を定め、原則その日に実施するものとする。また実施日の振替が発生する場合、事前に所属長の承認を得るものとする。

2 テレワーク勤務実施日を事前に事業団が指定する予定表管理ツール等に登録するものとする。

#### (業務の開始及び終了の報告)

第8条 テレワーク勤務者は就業規則第38条の規定にかかわらず、勤務の開始、終了及び所要の業務報告について次のいずれかの方法により所属長に対し、報告しなければならない。

- (1) 電話
- (2) 電子メール
- (3) その他事業団が定めたテレワークツール

(テレワーク勤務時の連絡体制)

第9条 テレワーク勤務時における連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中は事業団が貸与する情報通信機器等により速やかに対応すること。
- (2) 事故・トラブル発生時には、速やかに所属長に連絡すること。
- (3) テレワーク勤務者は、事業団貸与機器に不具合が生じた場合、所属長に問い合わせることとする。自宅のネットワーク環境の不具合については各自で対応することとする。早急な復旧が見込めず業務に影響がある場合には、速やかに所属長に連絡し、業務上の対応について相談すること。
- (4) 前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断すること。

第5章 テレワーク勤務時の給与等

(給与)

第10条 テレワーク勤務者の給与については、通常の勤務時と同様に社会福祉法人豊島区社会福祉事業団正規職員給与規程によるものとする。

(テレワーク勤務時の費用負担)

第11条 テレワーク勤務に伴い発生する通信費、光熱水費は、職員本人が負担するものとする。

2 業務に必要な郵送費、事務消耗品費、その他事業団が認めた費用は事業団負担とする。

(テレワーク勤務機器の貸与・使用)

第12条 事業団は、テレワーク勤務時に必要な情報通信機器を貸与する。

2 テレワーク勤務に必要な通信ネットワークやその他機材・備品（机、椅子等）は職員本人が用意するものとする。また業務に必要な各種システムが、セキュリティガイドラインに即したテレワーク環境で利用できることを事前に確認することとする。

(教育訓練)

第13条 事業団は、テレワーク勤務者に対して、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 テレワーク勤務者は、事業団から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り、指示された教育訓練を受けなければならない。

(災害補償)

第14条 テレワーク勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第68条の定めによるところによる。ただし、自宅における私的行為が原因の場合は対象外と

する。

(安全衛生)

第15条 事業団は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るために必要な措置を講ずる。

2 テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を遵守し、事業団と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

附 則

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

【制定理由】

コロナ禍対応による在宅勤務の要請や災害発生時等における事業継続に取り組むため、本規程を制定する。

議案第10号

積立金の取崩しについて

コロナ禍による影響等もあり、経営資金が不足することが想定される。  
については、下記のとおり、積立金を取り崩したい。

記

I. 積立金の取崩し額等

(単位：千円)

積立金名称	拠点区分	積立金額	取崩し金額	取崩後積立金残高
人件費 積立金	菊かおる園	1,960	1,960	0
	ケアハウス菊かおる園	7,300	7,300	0
	駒込第三保育園	28,499	28,499	0
	南大塚保育園	9,000	9,000	0
	本部	2,599	2,599	0
備品等購入積立金	風かおる里	588	588	0
	菊かおる園	1,646	1,646	0
	上池袋豊寿園	103	103	0
	グ・ループ ホーム小菊の家	300	300	0
	計	51,955	51,955	0

根拠規定等

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款細則

(理事会の議決事項)

第3条 定款第24条に定める理事会の決定事項は、次のとおりとする。

六 積立金の取り崩し事項

## 運営資金の借入について

コロナ禍の影響等もあり、経営資金が不足することが想定される。  
については、下記のとおり、資金の借入を行ないたい。

### 記

#### I. 資金の状況

(単位：千円)

	項目	金額	備考
①	預金現在高（2020.10.31 現在）	300,777	
②	今後収入予定額（2021.3.31まで）	921,022	
③	今後支出予定額（2021.3.31まで）	1,248,225	
④	資金不足見込み額	△26,426	①+②-③
⑤	積立金取崩予定額	51,995	
⑥	積立金取崩後の預金残高	25,569	④+⑤
⑦	令和3年度当初経費見込み額	38,867	
⑧	実質資金残高見込み額	△13,298	⑥-⑦

#### II. 資金の借入計画

1. 借入先 独立行政法人福祉医療機構
2. 借入希望額 60,000千円  
※借入限度額（1事業所 60,000千円）
3. 貸付利率
  - (1) 当初5年間 60,000千円まで無利子・無担保
  - (2) 6年目以降 0.2%

※保証人不要制度（0.05%の利率上乗せあり）
4. 儻還希望期間（据置希望期間） 15年（5年）
5. 返済予定総額 60,794,124円

#### 根拠規定等

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款細則

（理事会の議決事項）

第3条 定款第24条に定める理事会の決定事項は、次のとおりとする。

#### 五 金銭の借入

## 議案第 13 号

### 令和 2 年度上半期事業報告及び決算報告について

定款第 24 条、定款細則第 3 条第 1 号及び理事会の運営に関する規程第 4 条第 10 号の規定に基づき、令和 2 年度上半期事業報告及び決算報告について、監査報告書を添えて承認を求めます。

- 1 令和 2 年度上半期事業報告書  
別冊のとおり
- 2 令和 2 年度上半期決算報告書  
別冊のとおり
- 3 監査報告書  
別紙のとおり

## 議案第 14 号

### 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団訪問介護ステーション障害者居宅介護等事業運営規程（平成 27 年 3 月 30 日理事会決議）の一部改正について

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団訪問介護ステーション障害者居宅介護等事業運営規程（平成 27 年 3 月 30 日理事会決議）の一部を次のように改正する。

1 題名中「障害者居宅介護等」を「同行援護」に改める。

2 第1条及び第2条、第5条から第11条まで、第15条を次のように改め、第12条を削除し、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

改正後	改正前
(目的) <p>第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業者」という。）の訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う、<u>「障害者総合支援法及びその他関係法令」</u>（以下「法」という。）に基づく指定同行援護事業（以下「事業」という。）について、その適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた身体障がい者等（以下「利用者」という。）に対し、適正に事業を提供することを目的とする。</p>	(目的) <p>第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業者」という。）の訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う、<u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」</u>（以下「法」という。）に基づく<u>指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業並びに指定同行援護事業</u>（以下「事業」という。）について、その適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた身体障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適正に事業を提供することを目的とする。</p>
(事業の運営方針) <p>第2条 事業者は、利用者が心身の状況や置かれている環境等において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の従業者をもって、外出や余暇活動等の社会参加のための援助を行うものとする。</p>	(事業の運営方針) <p>第2条 事業者は、利用者が心身の状況や置かれている環境等において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の従業者をもって、<u>入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、外出や余暇活動等の社会参加のための援助、その他の生活全般にわたる援助</u>を行うものとする。</p>
2 事業者は、事業の提供にあたっては、利用	2 事業者は、事業の提供にあたっては、利用

<p>者またはその扶養義務者の意思及び人格を尊重するとともに、常に利用者の立場に立って適正に行うよう努めるものとする。</p>	<p>者の意思や人格を尊重するとともに、常に利用者の立場に立って適正に行うよう努めるものとする。</p>
<p>3～4（略）</p>	<p>3～4（略）</p>
<p>（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）</p>	<p>（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）</p>
<p>第5条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。</p>	<p>第5条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。</p>
<p>一 管理者 1名 <u>正規職員</u>（サービス提供責任者兼務）</p>	<p>一 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）</p>
<p>管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。</p>	<p>管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。</p>
<p>二 サービス提供責任者 <u>1名以上とし、配置基準に則した員数とする。</u></p>	<p>二 サービス提供責任者 2名以上</p>
<p>サービス提供責任者は、事業所への事業の利用申込みに係る調整、従業者への指導・監督、同行援護計画（以下「計画」という。）の作成等を行うとともに、事業の提供にあたる。</p>	<p>サービス提供責任者は、事業所への事業の利用申込みに係る調整、従業者への指導・監督、<u>居宅介護計画</u>、同行援護計画（以下「計画」という。）の作成等を行うとともに、事業の提供にあたる。</p>
<p>三 従業者</p>	<p>三 従業者</p>
<p>同行援護従業者<u>養成研修一般課程修了者等</u>、同行援護従業者の資格要件を満たす者</p>	<p><u>介護福祉士又はホームヘルパー2級課程以上修了者、介護職員初任者研修修了者、及び同行援護従業者研修一般課程修了者</u></p>
<p>常勤換算 2.5 人以上</p>	<p>常勤換算 2.5 人以上</p>
<p>（事業所の営業日及び営業時間等）</p>	<p>（事業所の営業日及び営業時間等）</p>
<p>第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p>	<p>第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p>
<p>一 営業日</p>	<p>一 営業日</p>
<p><u>祝日を含む月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までの期間を除く。</u></p>	<p><u>日曜日から土曜日までの毎日とする。ただし、12月29日から1月3日までの期間を除く。</u></p>
<p>二 営業時間</p>	<p>二 営業時間</p>
<p>午前9時から午後5時までとする。</p>	<p>午前9時から午後5時までとする。</p>
<p>前項の営業日及び営業時間のほかは、電話等での連絡が可能な体制とする。</p>	<p><u>これ以外の時間は、電話での連絡が可能な体制とする。</u></p>
<p>（事業を提供する主たる対象者）</p>	<p>（事業を提供する主たる対象者）</p>
<p>第7条 指定同行援護事業を提供する対象者は、<u>身体障がい者等（障がい児を含む。）</u>とす</p>	<p>第7条 指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業を提供する主たる対象者は、<u>身体障害</u></p>

<p>る。</p> <p>(事業の内容及び利用料等)</p> <p><b>第8条</b> 事業者が事業所の従業者をもって提供する事業の内容及び利用料等は、次のとおりとする。</p> <p>一 同行援護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内で、当該の区市町村長が定める基準により算定された額とし、当該同行援護が法定代理受領である時は、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内で、当該の区市町村長が定める基準により算定された額とする。サービス提供責任者は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、事業を提供するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき計画を作成する。必用に応じて利用者の同意を得たうえで、行政や他のサービス事業者等との連絡及び調整を行う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業所の従業者は、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援</li> <li>イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護</li> <li>ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助</li> </ul>	<p><u>者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者（それぞれ18歳未満の者を除く）とする。</u></p> <p><u>2 指定同行援護事業を提供する対象者は、身体障害者（18歳未満の者を除く）とする。</u></p> <p>(事業の内容及び利用料等)</p> <p><b>第8条</b> 事業者が事業所の従業者をもって提供する事業の内容及び利用料等は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>居宅介護及び同行援護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内で、当該の区市町村長が定める基準により算定された額とし、当該居宅介護が法定代理受領である時は、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内で、当該の区市町村長が定める基準により算定された額とする。</u>サービス提供責任者は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、事業を提供するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき計画を作成する。必用に応じて利用者の同意を得たうえで、行政や他のサービス事業者等との連絡及び調整を行う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業所の従業者は、次の支援を行う。</p> <p>(1) <u>居宅介護及び重度訪問介護</u></p> <p>ア <u>身体介護</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>食事、排せつ、入浴、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、その他必要な身体の介護</u></li> <li>・<u>通院介助（ただし、通院等の介助について、従業者が自ら運転して支援するものを除く。）</u></li> </ul> <p>イ <u>家事援助</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>調理、洗濯、掃除、整理整頓、買物、関係機関との連絡、その他必要な家事</u></li> </ul>
--	---

	<u>(2) 同行援護</u>
2 (略)	ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
3 その他の費用	2 (略)
二 利用者の求めにより、事業の提供の記録等の写しを交付する場合は、その作成に要する費用を請求できる	3 その他の費用
二 (略)	一 <u>利用者の居宅において事業を提供する場合に使用する水道、ガス、電気等の料金は利用者の負担となる。</u>
4 (略) (事業の実施地域)	二 利用者の求めにより、事業の提供の記録等の写しを交付する場合は、その作成に要する費用を請求できる。 三 (略)
第9条 事業の実施地域は、 <u>東京都豊島区全域</u> 。他、利用者の求めにより必要に応じて相談とする。 (緊急時等の対応)	4 (略) (事業の実施地域) 第9条 事業の実施地域は、 <u>豊島区全域及び隣接する地域</u> とする。都内全域及び必要に応じて相談とする。 (緊急時等の対応)
第10条 事業所の従業者は、事業の提供中に利用者に状態の急変等の緊急事態が生じたときは、速やかに <u>救急対応など必要な措置</u> を講じ、管理者に報告しなければならない。管理者は本人の希望に応じて本人の家族等に報告する。 (賠償責任)	第10条 事業所の従業者は、事業の提供中に利用者に状態の急変等の緊急事態が生じたときは、速やかに <u>主治医等の医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告しなければならない</u> 。管理者は本人の希望に応じて本人の家族等に報告する。 (器物損壊等の対応)
第11条 事業者は、 <u>サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償する</u> 。あわせて関係区市町村にもその状況を報告するものとする。 (事業の提供拒否の禁止)	第11条 事業者は、 <u>事業所の従業者が事業の提供中に利用者等が管理する器物に損壊等を発生させて場合は、速やかにその利用者等にそれを報告するとともに、処理方法を協議する</u> 。あわせて関係区市町村にもその状況を報告するものとする。 (事業の提供拒否の禁止)
第12条 (削除)	第12条 事業者は、正当な理由がなくして、

(苦情解決)	<u>事業を提供することを拒むことはできない。</u>
<u>第12条</u> (略) (虐待防止のための措置)	<u>(苦情解決)</u> <u>第13条</u> (略) (虐待防止のための措置)
<u>第13条</u> (略) (秘密保持)	<u>第14条</u> (略) (秘密保持)
<u>第14条</u> (略) 2 事業者は、 <u>関係諸機関</u> 等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめその利用者の同意を文書で得るものとする。	<u>第15条</u> (略) 2 事業者は、 <u>指定居宅介護事業者</u> 等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめその利用者の同意を文書で得るものとする。
3 (略) (協議)	3 (略) (協議)
<u>第15条</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規程は令和3年4月1日から施行する。</u>	<u>第16条</u> (略)

## 2 施行日

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 【改正理由】

当面、実施予定のない障害者居宅介護等の事業に関する規定を削除し、事業所の営業日及び事業の実施地域に関する規定を現状に合致させるとともに、事業従事者の員数及び資格要件、賠償責任、秘密保持に関する記載等の規定の整備を図るため、改正します。